共同募金配分金事業「中央区赤い羽根地域づくり助成」

助成金交付基準

　　１．交通費：1人1日500円を上限とする。

２．謝金：原則、講師謝金については、社会通念上妥当と思われる額を助成対象とし、

審査会が妥当でないと判断した場合は、減額対象とする。

　 また、助成対象団体の構成員に対する謝金は対象外とする。

３．消耗品費、印刷費、通信費：妥当と思われる額を助成対象とし、審査会で妥当で

　ないと判断される経費は、減額対象とする。

４．使用料：会議による会場使用料は原則、1回10,000円を上限とする。

５．備品費：団体の運営に係る備品は対象外とする。

６．保険料：兵庫県ボランティア市民活動災害共済、活動行事用保険の額を妥当とする。

７．飲食に関わる経費は対象外とする。（但し、子ども食堂等事業に不可欠と審査会が認めるものは対象とする）

８．総事業費の8割を助成申請の上限とする（Aタイプのみ）

　　９．実施団体の申請事業の過去の実績等から独自の財源での実施が可能と判断される場合は、助成対象外とする。

　１０．助成申請額の総額が当会の予算額を上回る場合は、申請額に応じて超過額を按分し減額する。

１１．助成決定団体に対しては、「審査会等の意見」を順守するよう条件を付ける場合が

ある。また、その履行状況を確認するために、「意見」に対する報告の義務を課す。

予算執行が計画と著しく異なる場合は、返金を求める。